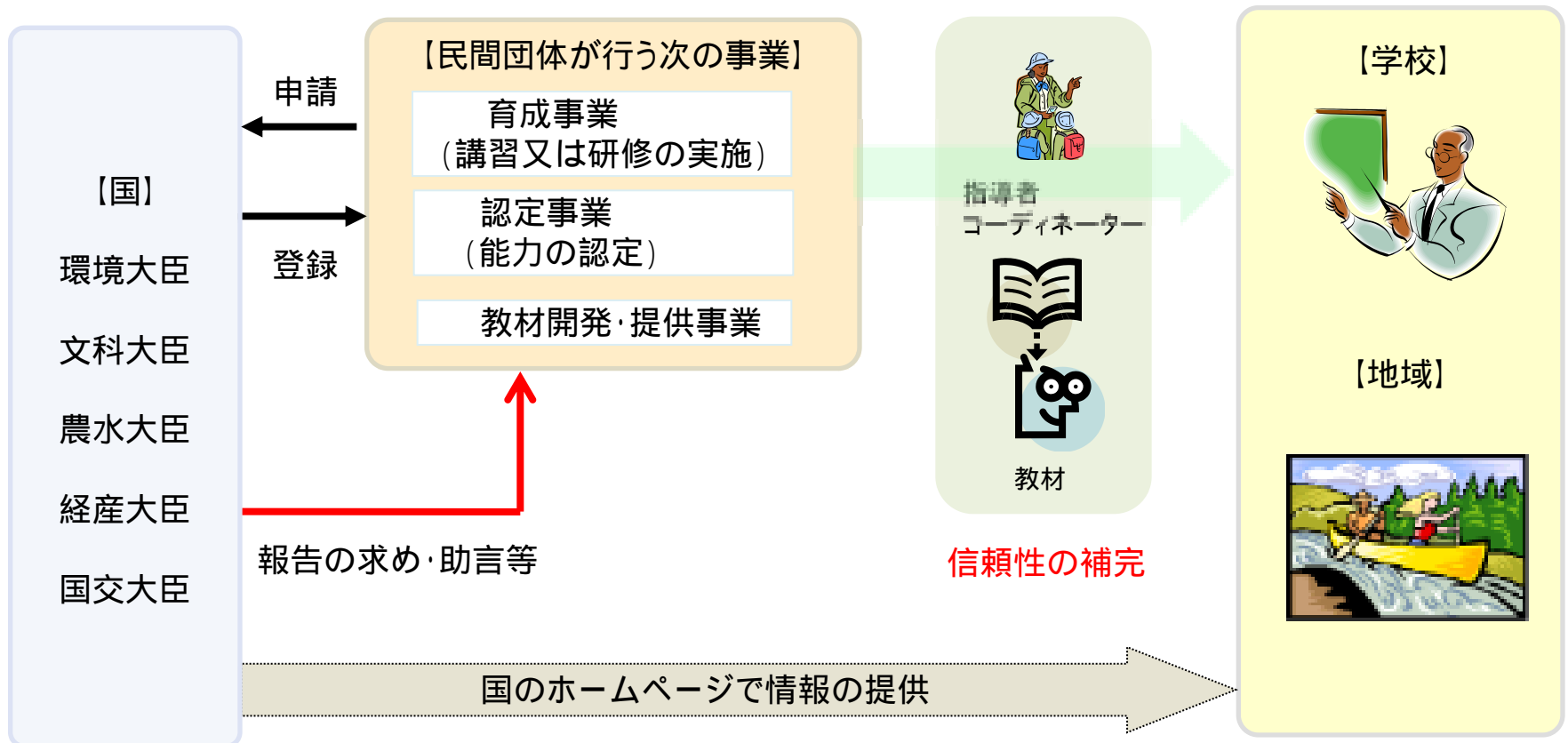


環境教育等促進法に基づく各種制度

人材認定等事業登録制度

民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の育成・認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録する制度。



登録されている事業の一例

例) ビオトープ管理士(日本生態系協会)

地域で受け継がれた自然や歴史、文化など貴重な財産と、国際的な動向を踏まえたまちづくり・くにづくりを實踐できる技術者。教員、保育士、土木建設業者など、取得者の職種は多岐にわたる。ビオトープ管理士の配置を建設工事等の請負要件としている行政機関もある。

資格認定者の活躍事例



森林生態系の維持と地域経済の両立を図る新しい林業を實踐。地域活性化、ひいては持続可能な地域づくりに寄与。



子どもたちの五感を刺激し、豊かな感性や独創性を育むため、自然を活用した保育環境づくりを實踐

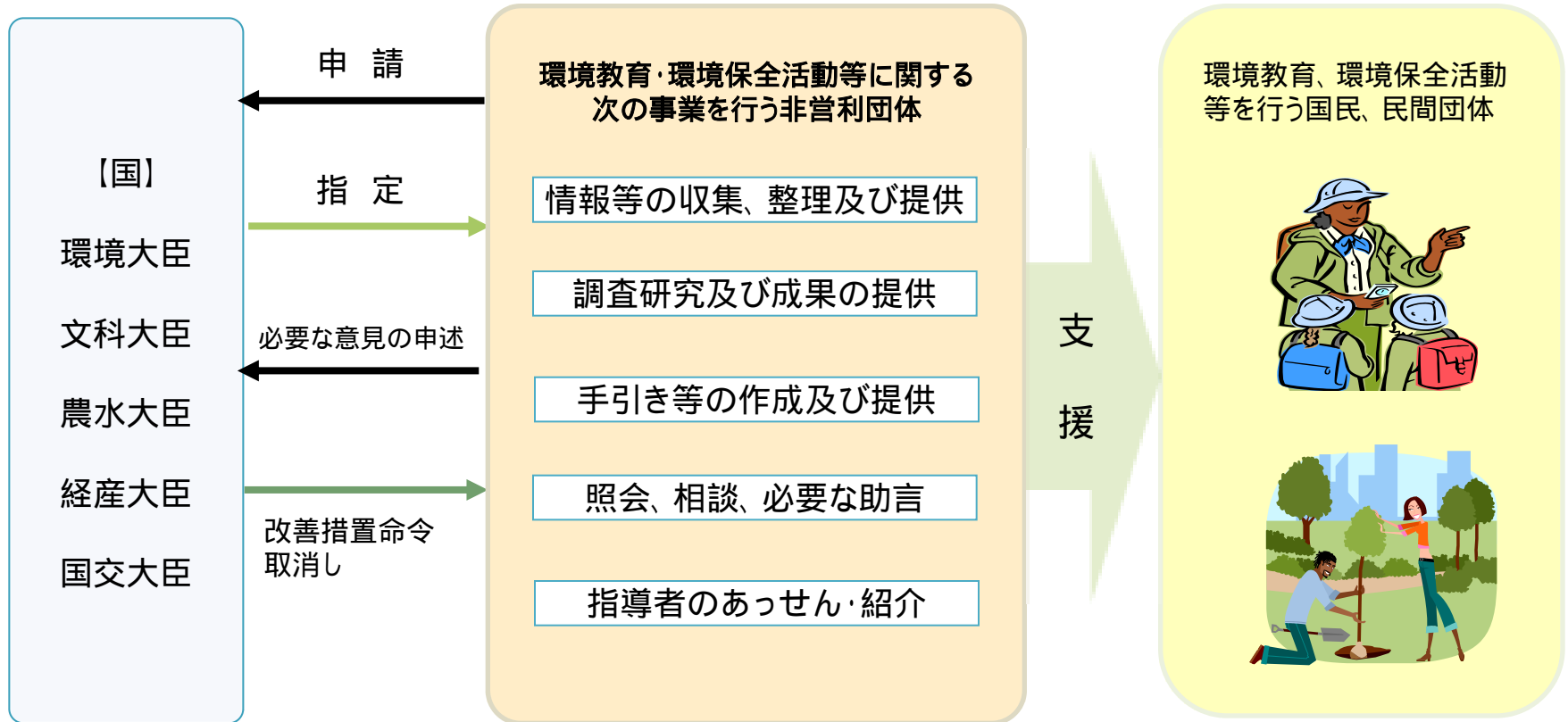
人材認定等事業制度登録事業一覧

河川環境保護指導員認定事業	環境管理士育成・認定事業	森林管理士資格養成事業
森林インストラクター養成・認定事業	川に学ぶ体験活動指導者の育成に関する事業	こども環境管理士認定・育成事業
プロジェクト・ワイルド(educator, facilitator)認定事業	B&G海洋性レクリエーション指導員 センター・インストラクター養成研修	自然体験活動リーダー養成事業
PLT: Project Learning Tree ~ ファシリテーター養成事業	環境サイトアセッサー(土壌汚染)認定事業	環境社会保全士認定事業
白神自然学校インストラクター養成事業	プロジェクトWET指導者の認定事業	ビオトープ管理士認定・育成事業
グリーンセイバー(マスター)認定事業	遮水工管理技術/施工技能者認定事業	環境プランナー育成・認定事業
土壌環境リスク管理者認定事業	植生アドバイザー育成事業	植生管理士認定事業
ネイチャーゲーム指導者養成事業	泥土を適正に処理するための指導者育成事業	水俣病教育指導員育成事業
スクールインタープリター養成事業	自然観察インストラクター養成事業	最終処分場機能検査者資格認定事業
林業技士(森林環境部門)養成事業	自然体験活動リーダー育成事業	環境再生医資格認定事業
インタープリター入門育成事業	CONEトレーナー養成・認定事業	環境経営士養成講座

環境教育等支援団体の指定制度

現場で環境保全活動等を行う国民、民間団体等を支援する「環境教育等支援団体」を国が指定する制度。

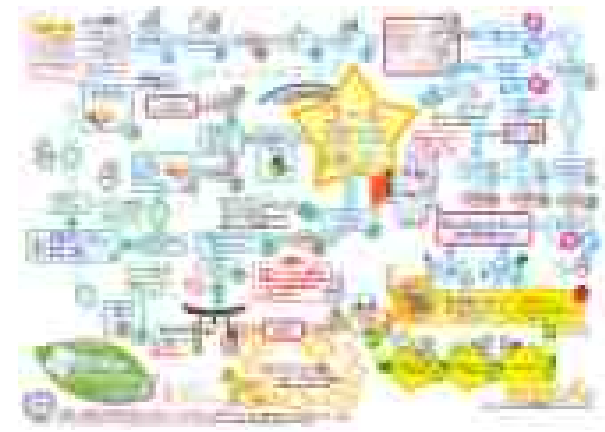
中間支援団体



環境教育等支援団体によるプログラムの提供事例

例) 資源と環境の教育を考える会 『エコが見える学校』

「エコが見える学校」は、製品の一生を通じた(ライフサイクル)考え方の普及、またそのコミュニケーションのあり方を考えるため、産学を中心とする任意団体。例えば、学校生活で使用する衣食住に係る製品を題材に、学校の中で自分たちの活動が環境に負荷をかけていることを意識し、負荷の低減のためにどうすれば良いか、自発的に考え、行動を促すプログラムなどを提供している。



身近なものの一生を考えるすごろくの提供

<プログラム「大切にしている思いのかたち」に参加した小学生の感想>

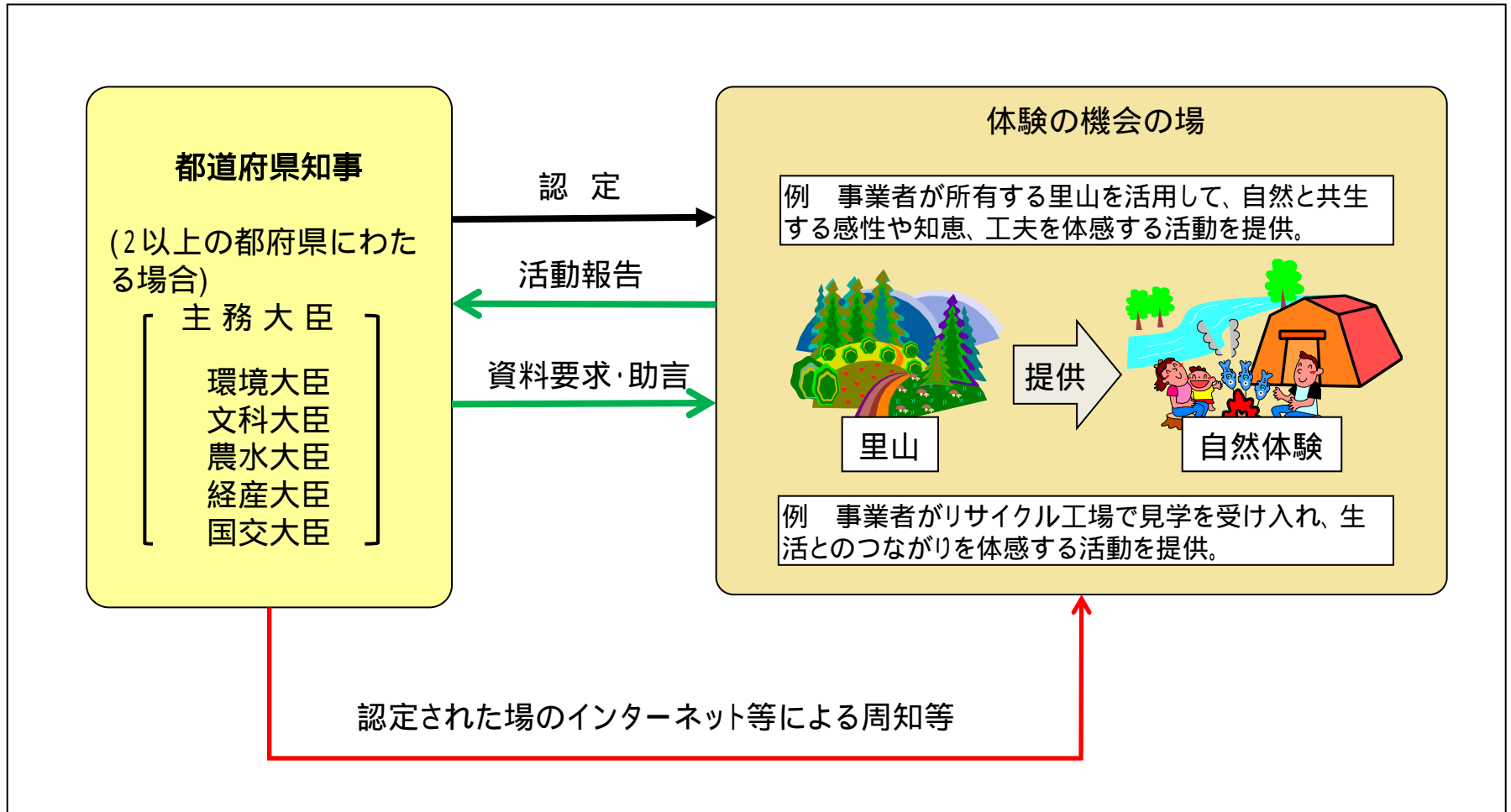
お話を通して、和食器に描かれた模様の意味と昔の日本人の心を理解しました。和食器だからこそおいしく頂けるご飯もあるし、何より害虫のイナゴやクジラ、そして命のない針や筆にまで感謝をする日本の心はすごいと思うし、何よりこの国のほこりです。このことを色々な人に伝えたいです。

指定団体一覧

NO	団体名	事業名
1	特定非営利活動法人 地球環境保全協会	太陽光発電導入向け環境エネルギー教材及び環境教育普及啓発事業
2	資源と環境の教育を考える会 「エコが見える学校」	資源と環境の教育の、普及促進事業
3	特定非営利活動法人 環境カウンセラー千葉県協議会	地域密着した環境保全活動と環境教育支援事業
4	公益財団法人日本環境協会	こどもエコクラブ事業
5	特定非営利活動法人 自然体験学校	自然体験活動、及び環境教育プログラムの提供、および、指導者の育成、派遣事業

体験の機会の場の認定制度

民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事等が、一定の基準に照らして認定・周知する制度。認定に際しては、教育委員会との協議が必要。



体験の機会の場の認定一覧(H29.12現在:認定順)

認定者	事業主体	場の名称
山梨県知事	公益財団法人キープ協会	清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林
川崎市長	昭和電工株式会社川崎事業所	昭和電工株式会社 川崎事業所
川崎市長	株式会社ショウエイ	株式会社ショウエイ 本社
川崎市長	富士通株式会社川崎工場	富士通株式会社 川崎工場
川崎市長	明治大学黒川農場	明治大学 黒川農場
埼玉県知事	石坂産業株式会社	石坂産業株式会社 くぬぎの森環境塾
川崎市長	東京ガス株式会社	東京ガスキッチンランド川崎
前橋市長	サンデンファシリティ株式会社	サンデンフォレスト
福島県知事	樽井 俊二	里山林・自然塾
広島県知事	株式会社オガワエコノス	株式会社オガワエコノス本山工場
大阪市長	公益財団法人公害地域再生センター	あおぞら財団附属西淀川・公害と環境資料館(エコミューズ)
秋田県知事	東北電力株式会社 能代火力発電所	能代火力発電所および能代エナジウムパーク
八王子市長	佐川急便株式会社	佐川急便「高尾100年の森」
青森県知事	ひろさき環境パートナーシップ21	弘前だんぶり池

体験の機会の場の認定事例

例) サンデンフォレスト
(サンデンファシリティ株式会社)

体験内容: 森での体験学習
自動販売機ミュージアム体験

年間体験人数: 約7,000人



体験した学校関係者の声

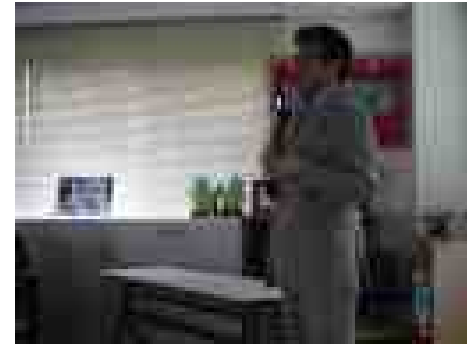
- ・計画の段階から丁寧にご対応いただき、子ども達の心に残る学習になりました。
- ・子ども達が「楽しかった」と話しており、その後の学習の動機付けにつながりました。
- ・足や心臓の悪い児童などに対し、車の手配等配慮をしていただき、安心して保護者に説明ができました。

体験の機会の場の活用事例

石坂産業株式会社

環境調査研修所「環境教育研修」(平成29年9月12日～15日)

地方公共団体等の職員を対象とする研修。体験を通じた環境教育の重要性の理解と自治体間のネットワーク形成を主たる目的として実施。カメラや映像を使った体験ワークショッププログラムを開発し、実施。当日は、武部環境大臣政務官もワークショッププログラムに参加。

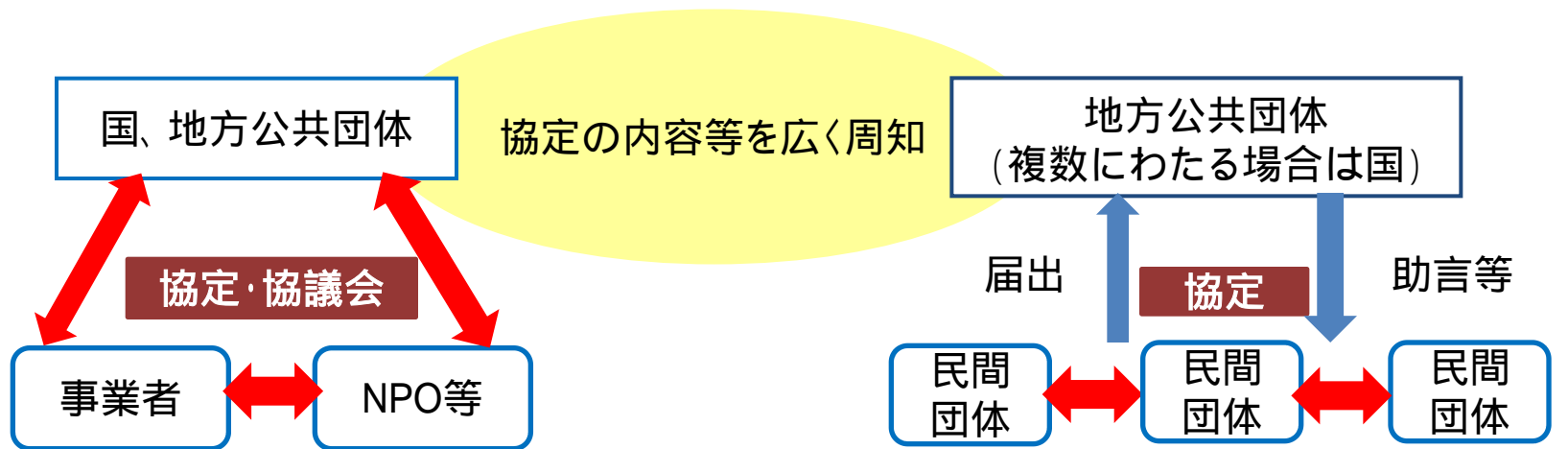


参加した自治体職員の声

- ・ 知識を教えるだけでなく、感性を刺激するものを提供し、自ら主体的に学んでもらう重要性に気づいた。
- ・ 環境教育をやってみようと思うモチベーションが上がった。
- ・ 民間企業がここまで素晴らしいプログラムを提供することに感動し、イメージが変わった。
- ・ 自分の地域でもこういう企業があるかもしれないと思い、戻って発掘を考えてみようと思う。
- ・ この体験は生涯忘れない。
- ・ 職場に持ちかえて参考になれるポイントが多かった。

環境保全に係る協定の締結制度

国、地方公共団体、国民、民間団体等との間で、適切な役割分担を踏まえた協働取組を推進するため、協定の締結と可能とする制度(民間同士で協定を締結する場合は、地方公共団体への届出が可能)。



実施状況等について評価その結果の公表
協定の内容等についてインターネット等で周知

協定の内容等についてインターネット等で周知

環境教育、環境保全活動の取組の促進

環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の充実・拡大のための官民協働取組

背景

環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の認定制度が開始して5年を迎える。実際に体験した学校等の評価は高いものの、認定事業者数は現状14に止まっている。持続可能な社会の担い手育成の拠点となる「体験の機会の場」の充実・拡大を図るため、官民協働による取組が必要。

協働取組の内容

環境教育等促進法に基づく協定を活用し、官民が協働して「体験の機会の場」の充実・拡大に向けた取組を行う。

「体験の機会の場」の充実・拡大のための調査研究、体験プログラムの開発及び普及啓発
地域で「体験の機会の場」の推進役となる人材(以下「地域推進人材」という。)の育成 等

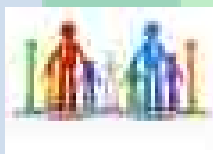
協定期間:平成29年10月26日(協定締結日)から平成34年9月30日まで

役割分担

国(環境省)

- ・ 関係省庁、地方公共団体との連絡調整
- ・ 積極的な広報活動の実施
- ・ 体験プログラムの効果検証に係る助言
- ・ 認定手続に係る地方公共団体への助言
- ・ 地域推進人材の育成計画の策定
(自治体向け環境教育研修等の実施等)

協



定

「体験の機会の場」研究機構

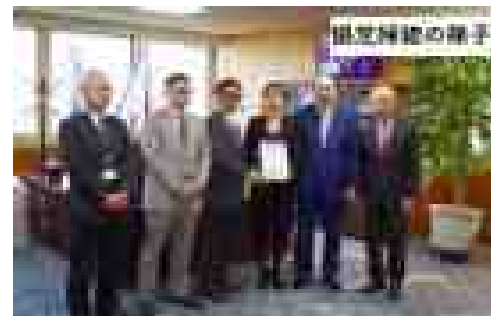
(体験の機会の場の認定事業者で構成)

- ・ 国内外の優理事例の調査研究
- ・ 各種体験プログラムの開発・効果検証
- ・ 「体験の機会の場」関係者の相互参照の機会の創出
- ・ 民間団体等に対する普及啓発活動
- ・ 地域推進人材の育成プログラムの企画・実施等
(環境教育研修のプログラム策定・実施協力等)

目指すものとして

「認定体験の機会の場」の量的、質的向上

- ・ 「体験の機会の場」認定数の増
- ・ 個々の「体験の機会の場」の訪問者の増
- ・ 広域連携事業の展開(例:里山サミット等) 等



地方公共団体における環境保全に係る協定の締結

大阪府の例(学校法人との協定)

大阪府ホームページ掲載資料(協定に定める事項の実施状況の評価(2年目))より抜粋。

- ・学校法人追手門学院(以下、「追手門学院」という。)と大阪府が、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく協定を締結し、府民を対象とした環境教育及び環境保全活動を実施する。
- ・本協定は、両者が相互に連携及び協力を図りながら、大阪府における環境教育及び環境保全活動を協働で行い、持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

基本的役割

主体	事項
大阪府	<ul style="list-style-type: none">○事業の円滑な実施に必要な調整及び支援 : 「知ろう!学ぼう!大阪南港エコフェスタ」の開催による環境啓発の場の提供及び「経営学部水野ゼミ」の活動を賞することで、事業を円滑に実施するための支援を実施。○事業に関する広報活動 : 報道提供や府ホームページへの掲載等、事業に関する広報活動を実施。
追手門学院	<ul style="list-style-type: none">○事業の企画提案及び実施 : 様々な機会を通じ、環境教育及び環境保全活動に向けた企画提案を実施。○環境教育等実施及び場の提供 : 「知ろう!学ぼう!大阪南港エコフェスタ2016」をはじめとする多くの機会を通じ、環境教育を実施。○NPO法人等への支援 : 「経営学部水野ゼミ」「追大ミツバチプロジェクト」をはじめとする、学生の環境活動に対する支援を実施。○事業に関する広報活動 : 報道提供や追手門学院ホームページへの掲載、追手門学院大学在学学生向け掲示板への掲載等、事業に関する広報活動を実施。